

専決処分第2号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び八峰町長の専決処分の指定に関する条例（令和2年条例第26号）第2条第2号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年1月11日

八峰町長 堀内満也

令和4年度八峰町一般会計補正予算（第10号）

令和4年度八峰町の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ409千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,069,646千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
19 繰入金		千円 826,140	千円 △69	千円 826,071
	2 基金繰入金	809,448	△69	809,379
21 諸収入		270,728	478	271,206
	5 雑入	61,213	478	61,691
歳入合計		7,069,237	409	7,069,646

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		千円 1,229,162	千円 409	千円 1,229,571
	1 総務管理費	1,117,397	409	1,117,806
歳 出 合 計		7,069,237	409	7,069,646

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括 (歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
19 繰入金	826,140	△69	826,071
21 諸収入	270,728	478	271,206
歳 入 合 計	7,069,237	409	7,069,646

(歳 出)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
2 総務費	1,229,162	409	1,229,571
歳 出 合 計	7,069,237	409	7,069,646

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
		409	
		409	

2 歳 入

19款 繰入金

2項 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 財政調整基金繰入金	726,691	△69	726,622
計	809,448	△69	809,379

21款 諸収入

5項 雑入

目	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
6 雑入	12,914	478	13,392
計	61,213	478	61,691

節		金額	説明	千円
区分				
1	財政調整基金繰入金	△69	1繰入金	△69

節		金額	説明	千円
区分				
2	受取保険金等	478	2町有建物・自動車共済金	478

19款 繰入金 21款 諸収入

3 歳 出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	千円 254,979	千円 409	千円 255,388	千円	千円	千円 409	千円
計	1,117,397	409	1,117,806			409	

節		説明
区分	金額	
21 補償、補填 及び賠償金	千円 409	3賠償金 千円 409